

# 大分類 B—林業及び狩猟業

## 総 説

この大分類は、林業として伐木業、森林撫育業及び樹皮その他の林産物の蒐集並びに林業関係のサービス業を含み、狩猟業として狩猟業、わなかけ業を含んでいる。必要の場合は、細分類を更に分類して五桁の数字を用い、官営、私営別に分類する。

## 中分類06—林業

### 総説

この中分類には伐木業、森林撫育業及び樹皮その他の林産物の蒐集並びに林業関係のサービス業を含む。

小分類 細分類  
番号 番号

061 育 林 業

0611 育 林 業

将来直接利用するために山林所有者により保有されている山林で、その山林に対し、林木の造林撫育が主要作業である事業所をいう。

○私有林経営業；山林を経営する都道府県及び市町村の事業所；営林局；営林署；山持植林業；漆樹栽培業；竹林業（たけのこ栽培を除く）；森林業；薪炭林経営業；造林業；植林請負業；山林植栽業；桐栽培業；油桐栽培業；足場丸太林経営業；パルプ材育林業；枕木育林業；山林業

×林野庁〔L〕；林業試験場〔K, 9373〕；学校演習林〔K, 9373〕；筍栽培業〔0131〕

062 製薪業及び木炭製造業

0621 製 薪 業

直営及び請負による薪の切出製造を行う事業所をいう。但しガス薪の製造は大分類 F 製造業に分類される。

○薪伐出製造業；薪請負製造業

×ガス薪製造業〔F, 2419〕

0622 木炭製造業

主として木炭を製造する事業所をいう。但し、他人に備わってする焼子は含まない。

○炭焼業（焼子を除く）；製炭会社；炭焼請負業；炭質焼業；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業

063 木材伐出業

0631 木材伐出業

伐木業又は伐木と運材とを兼ね営む事業所をいう。

○伐木運材業；伐木運材請負業

## その他の林業

## 0691 その他の林業

他に分類されない林業及び林業に直結するサービス業をいう。本分類には森

## 中分類06一林業

林内における樹脂、樹皮の採集、茸の採集、堅果、果実等の採集が含まれ、山林種苗業も含まれる。

○松脂採取業；採採取業；漆掻業；松根漆取業（森林内で行う松根油蒸溜を含む）；杉皮採取業；棕枙皮剥業；天然茸採取業；籐葛採取業；あけび蔓採取業；樹皮採取業；松茸採取業；林木種子採取業；林内種実採取業；粗製樟脳採取業；コルク皮採取業；野草採取業；（薬草、山菜等）造林用種苗業；山林苗圃業；枝下し業；枝打業；下刈業；山番業；笹採取業；粗朶採取業；竹皮採取業；萱採取業；網場業；柴採取業；五倍子採取業；松葉採取業

## 中分類07—狩 獵 業

### 総 説

本分類は、主として狩猟，わなかけ等を行う事業所をいう。毛皮用又は食用のための野獣を捕獲したり，食用野鳥を獲ることを主な業務とするもの，害鳥獣の捕獲を主な業務とするものは本分類に含まれる。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

071	狩 獵 業
-----	-------

0711	狩 獵 業
------	-------

○狩猟業；わなかけ業；猟師業；かすみあみ業